

第4章 景観まちづくりの推進

1. 景観まちづくり物語

地域別と類型別の景観形成方針に基づき、地域に密着した景観への誇り・愛着の醸成、景観資源等の保全・継承及び地域の活性化に繋がる物語性のある具体的な取り組み“景観まちづくり物語”を全市的に進めます。



都心軸の緑と周辺の建物が調和したシンボル景観づくり

都心部地域 × 都市景観

1. 取組の方向性

本市の顔である御幸通り・岐山通りやJR徳山駅周辺において、賑わいのある歩行空間や中心市街地一体の景観形成を図り、市のシンボルとなる景観まちづくりに取り組みます。



【取組の方向性】

- ▶ 山や海などの自然景観への配慮
- ▶ 御幸通り・岐山通りの並木の保全と景観阻害要因の規制
- ▶ 周辺との調和と歩行空間の賑わい景観の創出*
- ▶ 建築物、工作物等の色彩や高さの統一感を創出

2. 具体的な取組

◆行政が取り組むこと

- 都心軸地区の景観形成重点地区の指定
- 徳山駅周辺整備事業や動物園リニューアルなど市のシンボルとなる景観整備
- 中心市街地活性化による賑わい景観の誘導
- 既存街路樹の適正管理
- 周辺の山々や街路樹、瀬戸内海に配慮した工作物の色彩誘導
- 景観重要公共施設・景観重要樹木の指定検討
- 景観に配慮した港湾基盤の整備
- 屋外広告物の規制・誘導
- 民有地緑化や公開空地に対する支援制度

◆地域や企業ができること

- 御幸通り・岐山通りでの緑化活動やまちづくり活動への参加
- 工業地や大規模施設における敷地内緑化
- 歩道沿いの植樹と公開空地の確保

3. 将来の景観まちづくりの姿

歩行空間に緑があふれ、人の活動により賑わいのある景観

*印は、アクションプランより抽出

緑のネットワークによる街なかの景観を育てる

都心部地域 × 都市景観

1. 取組の方向性

本市の景観特性である道路や河川、公園などの豊かな緑のネットワークを守り、育てることで、市街地、工業地、住宅地が緑で連なる景観まちづくりに取り組みます。

【取組の方向性】

- 徳山港線の桜並木の保全
- 国道2号など既存街路樹の保全
- 東川・富田川などの河川緑化
- 沿道の景観阻害要因の規制
- 工業地・住宅地の緑化



2. 具体的な取組

◆行政が取り組むこと

- 公共事業における積極的な緑化
- 既存街路樹の適正管理と新たな道路整備における街路樹の設置
- 道路のり面の緑化
- 景観に配慮した東川・富田川・隅田川などの河川改修
- 施設整備におけるみどりのカーテンの推進（屋上緑化・壁面緑化など）
- 電線類の地中化
- 景観重要樹木の指定
- 屋外広告物の規制
- 周南緑地の園路整備と既存都市公園の整備
- 民有地緑化（植樹や花壇設置など）に対する支援制度

◆地域や企業ができること

- 工業地や大規模施設における敷地内緑化
- 住宅地における生垣や花壇の設置
- 敷地内の植樹やガーデニング

3. 将来の景観まちづくりの姿

全ての沿道からまち並みを見ても、緑が連なる景観

※印は、アクションプランより抽出

太華山を視点場とした眺望の確保※

都心部地域 × 山岳・河川・湖沼景観

1. 取組の方向性

本市を象徴する市街地や工業地の景観、瀬戸内海の島並み景観を、太華山から一望でき、多くの市民や観光客が訪れる景観まちづくりに取り組みます。



【取組の方向性】

- ▶ 眺望景観を確保するための樹木の管理
- ▶ 視対象となる市街地の大規模建築に対する景観誘導
- ▶ 登山ルートの整備
- ▶ 案内表示等の整備による眺望点への誘導とPR



2. 具体的な取組

◆行政が取り組むこと

- 景観形成基準に基づく高さ・色などの景観誘導
- 統一的で良好な港湾景観の形成に向けた色彩計画の策定
- 景観阻害要因となる樹木の伐採と四季折々の樹木の植生
- 登山ルートや景観マップの作成
- 眺望点まで誘導する案内表示や道路の整備
- 観光施策と連携した太華山のPR*

◆地域や企業ができること

- 太華山の清掃活動への参加
- 太華山でのハイキングやウォーキングイベントによるPR
- 竹林ボランティア等による竹林整備*

3. 将来の景観まちづくりの姿

太華山から周南市を象徴する市街地・工業地や瀬戸内海の島々が一望できる景観

*印は、アクションプランより抽出

山陽道のまち並みを点から線へ

都心部地域 × 歴史的景観

1. 取組の方向性

山陽道沿道の歴史的建造物や部分的に残る歴史的まち並みが保全され、周南市街地の歴史的ネットワークとしての一体的なまち並みが形成される景観まちづくりに取り組みます。

【取組の方向性】

- ▶ 山陽道沿道の歴史的な建造物の保全と適正管理
- ▶ 寺社等の保全と周辺樹木の保全
- ▶ 歴史的なまち並み形成に向けた街路整備
- ▶ 周辺の歴史的建造物に配慮した建築物、工作物等の景観誘導
- ▶ 沿道の景観阻害要因の抑制



2. 具体的な取組

◆行政が取り組むこと

- 大規模な建築物・工作物に対する景観形成基準に基づく景観誘導
- 街並み環境整備事業や身近なまちづくり支援街路事業による歴史的環境整備
- 歴史的な景観の形成に向けた色彩計画の策定
- 景観重要建造物・景観重要樹木の指定検討
- 屋外広告物の規制
- 電線類の地中化

◆地域や企業ができること

- 山陽道沿道の敷地境界部では自然素材を使用する配慮
- 周辺の歴史的建造物に配慮した建築行為
- 住宅地における生垣や花壇の設置

3. 将来の景観まちづくりの姿

山陽道沿道の歴史的建造物が保全され、歴史的なまち並みとしての連動性を感じることができる景観

※印は、アクションプランより抽出

夜市川をつなぐ水辺景観のネットワーク*

西部地域 × 山岳・河川・湖沼景観

1. 取組の方向性

湯野・戸田・夜市地区の地域住民の活動と連携しながら、湯野サンサンロード・こもれびの道の整備・緑化を図り、夜市川沿いの水辺景観のネットワークを形成します。



【取組の方向性】

- ◆ 湯野サンサンロードの緑化
- ◆ こもれびの道の整備と管理
- ◆ ホタルなどの生態系の保全と水質改善
- ◆ 河川沿いの民有地緑化
- ◆ 河川清掃と植樹の適正管理



2. 具体的な取組

◆行政が取り組むこと

- 夜市川や周辺の山々に配慮した西部道の駅の整備
- 湯野サンサンロードやこもれびの道の散策路の整備
- 河川のり面の緑化
- 街なみ環境整備事業における河川周辺の環境改善
- 河川浄化事業や下水道事業と連携した水環境の改善
- 河川事業におけるビオトープの整備

◆地域や企業ができること

- 夜市川を通じた湯野・戸田・夜市地区の連携*
- 地域住民による夜市川イベントの企画
- 夜市川周辺の維持管理

3. 将来の景観まちづくりの姿

ウォーキングしながら水辺と緑の移り変わりを楽しむ景観

*印は、アクションプランより抽出

散策しながら楽しむ景観ネットワーク*

東部地域 × 山岳・河川・湖沼景観

1. 取組の方向性

東部地域の虎ヶ岳や黒岩峡などの自然景観、松原八幡宮・徳修館などの歴史的な景観を結び、景観ウォーキング等により地域の景観資源を散策しながら楽しむことができる景観まちづくりに取り組みます。



【取組の方向性】

- ◆ 景観資源を結ぶ散策ルート整備
- ◆ 虎ヶ岳などの登山ルートの整備と山頂からの眺望景観の確保
- ◆ 案内表示等の整備による眺望点への誘導とPR
- ◆ 散策しながら景観を楽しむイベントの開催



2. 具体的な取組

◆行政が取り組むこと

- 景観資源の把握とマップづくり
- 美しい森林再生と地域活動の支援
- ごみや廃棄物等の景観阻害要因の除去
- 登山ルートの整備と山頂からの眺望景観のPR
- 景観資源を結ぶ案内表示や道路の整備
- ウォーキングイベント等の情報発信

◆地域や企業ができること

- 地域でのウォーキングイベントの企画・実施*
- 散策ルートの提案
- 地域の清掃活動への参加
- 竹林ボランティア等による竹林整備

3. 将来の景観まちづくりの姿

地域の自然や歴史的建造物を散策できる景観

*印は、アクションプランより抽出

棚田や茶畠の生業景観の継承

北西部地域・北部地域 × 田園景観

1. 取組の方向性

やまぐちの棚田 20 選に選出されている中須や四熊などの棚田をはじめ、高瀬の茶畠などの田園景観を保全し、人・自然・経済が循環する活力あふれるいのち育む里の資源を生かした景観まちづくりに取り組みます。



【取組の方向性】

- 棚田などの田園景観の保全と建築物・構造物の田園景観への配慮
- 地域の生業を生かした特産品開発や体験・交流活動による農地の維持
- 耕作放棄地の活用・景観作物の栽培*
- 景観阻害要因の抑制
- 空き家活用などによる集落の維持*

2. 具体的な取組

◆行政が取り組むこと

- やまぐちの棚田 20 選のPR
- 他地域や都市住民との連携機会の創出
- 景観・環境に配慮した農道・水路の整備
- 多様なツーリズムの促進と交流・体験活動の支援
- 都市との交流・体験活動の支援
- 耕作放棄地への景観作物栽培の誘導
- UJIT TURNの促進
- 空き家バンク制度や定住対策等の充実*

◆地域や企業ができること

- 定期的な集落の点検による農地や景観資源の状況把握
- 棚田の文化的価値の認識
- 耕作放棄地への景観作物（菜の花等）の栽培
- 都市との交流・体験活動の実施*

3. 将来の景観まちづくりの姿

人・自然・経済が循環する活力あふれる“いのち育む里づくり”

※印は、アクションプランより抽出

ナベヅルの渡来による自然景観の保全

北部地域 × 文化的景観

1. 取組の方向性

自然環境や生態系を保全しながら、ナベヅルが渡来する環境づくりを進めるとともに、景観・環境学習による文化的景観の継承により、毎年ナベヅルが渡来する景観づくりに取り組みます。



【取組の方向性】

- ◆ ナベヅルが渡来するための環境づくり
- ◆ 自然環境や生態系の保全
- ◆ ナベヅルが渡来する環境学習による文化的景観の継承
- ◆ 景観阻害要因の抑制



2. 具体的な取組

◆行政が取り組むこと

- 環境施策と連携した自然環境・生態系の保全*
- 景観形成基準に基づく建築物・工作物の誘導
- ナベヅル保護対策の推進
- ナベヅルが渡来する景観・環境学習の実施
- ナベヅルの写真コンテスト等の実施

◆地域や企業ができること

- ナベヅルが渡来するための環境づくり活動
- 地域の清掃活動への参加
- 自然景観と調和した建築物・工作物の配慮

3. 将来の景観まちづくりの姿

自然環境が保たれ、毎年ナベヅルが渡来する景観

*印は、アクションプランより抽出

大津島の自然景観や歴史を生かした地域振興

島しょ部地域 × 歴史的景観

1. 取組の方向性

大津島の回天訓練基地跡などの歴史的遺産を継承しながら、瀬戸内海の自然景観との調和により、定住や観光振興につながる景観まちづくりに取り組みます。



【取組の方向性】

- ▶ 回天訓練基地跡などの歴史的な景観資源の保全
- ▶ 大津島公園などの自然景観の保全
- ▶ 大津島の自然资源・歴史資源のPR
- ▶ 島外の人や観光ボランティアとの連携による地域振興※



2. 具体的な取組

◆行政が取り組むこと

- 回天訓練基地跡の管理・保全と歴史的価値のPR
- 観光施策や定住施策と連携した地域振興
- 環境施策と連携した自然環境・生態系の保全
- 島おこし隊など島外・市外の人との連携支援
- 大津島景観資源マップの作成によるPR※
- 案内表示の整備による大津島への誘導

◆地域や企業ができること

- 観光ボランティアによる大津島のPRと情報発信※
- 海岸清掃活動への積極的な参加

3. 将来の景観まちづくりの姿

地域振興につながる大津島の自然と歴史が調和した景観

※印は、アクションプランより抽出

赤レンガのまち並みを生かした景観まちづくり

島しょ部地域 × 歴史的景観

1. 取組の方向性

貴船神社を中心に残る赤レンガのまち並みを保全するため、地域独自の景観形成ガイドラインやルールづくりにより、赤レンガで統一されたまち並み景観づくりに取り組みます。



【取組の方向性】

- ▶ 赤レンガで統一としたまち並み形成と新たな建築物・工作物の配慮
- ▶ 住宅地における敷地内緑化と自然素材活用への配慮
- ▶ 景観阻害要因の抑制
- ▶ 人口定住や空き家の活用による集落維持と赤レンガのまち並みの保全



2. 具体的な取組

◆行政が取り組むこと

- 景観形成ガイドラインの作成による景観誘導
- 街並み環境整備事業による歴史的環境整備
- 工作物・構造物等の自然素材活用の推進
- 電線類の地中化
- 空き家バンク制度等の充実
- 赤レンガの修復や活用に対する支援制度

◆地域や企業ができること

- 建築協定等によるルールづくり
- 敷地境界部に赤レンガ・自然素材を使用する配慮
- 住宅地における生垣や花壇の設置

3. 将来の景観まちづくりの姿

地域住民が生活から生み出された、赤レンガのまち並みで統一された景観

瀬戸内海の島並み景観と海岸沿いの自然景観の保全

都心部地域・島しょ部地域 × 海浜・島しょ景観

1. 取組の方向性

公共事業による自然環境への配慮や市民との協働により、瀬戸内海の島々の自然環境の保全や瀬戸内海に接する工業地の積極的な緑化に取り組み、海岸部の自然景観の保全と育成に取り組みます。



【取組の方向性】

- ◆ 長田海岸や刈尾海岸などの自然海岸の保全
- ◆ 大津島などの瀬戸内海の島並みの自然環境の保全
- ◆ 港湾事業における自然環境や景観への配慮
- ◆ 周辺環境等に配慮した港湾整備や港湾の緑化



2. 具体的な取組

◆行政が取り組むこと

- 環境施策と連携した自然環境・生態系の保全
- 公共事業景観ガイドラインの作成による港湾の景観形成
- 景観に配慮した港湾基盤の整備
- 統一的で良好な港湾景観の形成に向けた色彩計画の策定
- 公共事業における積極的な緑化
- 干潟の再生など海辺景観の回復*

◆地域や企業ができること

- 海岸清掃活動への参加
- 工業地の自然環境・景観への配慮

3. 将来の景観まちづくりの姿

瀬戸内海の島々とコンビナートが調和した景観

山代街道・清流通りのまち並みの調和

中山間部地域 × 歴史的景観

1. 取組の方向性

山代街道に残る歴史的な建物や、清流通りの歴史ある寺社や樹木等を保存・継承し、歴史的なまち並みを調和した景観づくりに取り組みます。



【取組の方向性】

- 山代街道・清流通りのまち並み景観の保全
- 周囲の歴史的景観と調和のとれた街路整備
- 山並みの稜線に配慮した建築物、工作物等の色彩や高さの統一
- 天神山などの自然景観の保全
- 沿道の景観阻害要因の抑制



2. 具体的な取組

◆行政が取り組むこと

- 景観形成重点地区の指定と景観形成基準に即した景観誘導
- 街並み環境整備事業や身近なまちづくり支援街路事業による歴史的環境整備
- 景観重要建造物の指定検討
- 屋外広告物の規制
- 電線類の地中化
- 景観に配慮した建物改修への支援制度

◆地域や企業ができること

- 山代街道・清流通りの沿道の敷地境界部の自然素材への配慮
- 住宅地における生垣や花壇の設置*
- 景観資源を活用したイベント（景観ウォーキングなど）*

3. 将来の景観まちづくりの姿

山代街道・清流通りの街路と歴史的な建物・樹木が調和した景観

*印は、アクションプランより抽出

赤瓦の家並みが連なる集落景観

北部地域・中山間部地域 × まち・集落景観

1. 取組の方向性

集落が一体となって、自然の緑や田園を背景に、黄赤を基調とした瓦屋根が連なる家並みの風景の保全・継承に取り組みます。



【取組の方向性】

- 黄赤を基調とした瓦屋根の統一と屋根形状の配慮
- 周辺の住宅や山などの自然景観・田園景観との調和
- 山並みの稜線に配慮した建築物、工作物等の色彩や高さの統一
- 景観阻害要因の抑制
- 空き家活用などによる集落の維持*



2. 具体的な取組

◆行政が取り組むこと

- 景観形成ガイドラインの作成による景観誘導
- 工作物・構造物等の自然素材活用の推進
- 電線類の地中化
- 空き家バンク制度等の充実*
- 景観に配慮した赤瓦改修への支援制度

◆地域や企業ができること

- 建築協定等によるルールづくり
- 敷地境界部の緑化や自然素材の活用

3. 将来の景観まちづくりの姿

集落が一体となった赤瓦の家並みが連なる景観

*印は、アクションプランより抽出

ホタルが舞う河川景観と散策できる環境づくり

北部地域・中山間部地域 × 文化的景観

1. 取組の方向性

長穂や渋川など自然河川の保全と生態系の保全・継承に取り組み、ホタルが舞う景観づくりと散策できる環境づくりに取り組みます。

【取組の方向性】

- 河川の水質保全
- 河川景観阻害要因の抑制
- 多自然型工法による河川改修
- ホタルを散策できるルートの設定
- ホタル祭りなどのイベントとPR



2. 具体的な取組

◆行政が取り組むこと

- 河川浄化事業、下水道事業など関係機関との連携による水環境の改善
- 河川事業におけるビオトープの整備
- 河岸の植生による生態系の保全
- 景観重要公共施設の指定検討
- ホタル祭りなどの開催支援
- 散策路等の環境整備
- ホタル散策マップの作成やイベント情報の提供

◆地域や企業ができること

- 河川改修等への市民参加
- 河川の清掃活動等への積極的な参加
- 汚水の流出抑制
- ホタル祭りなどのイベントの参加とPR

3. 将来の景観まちづくりの姿

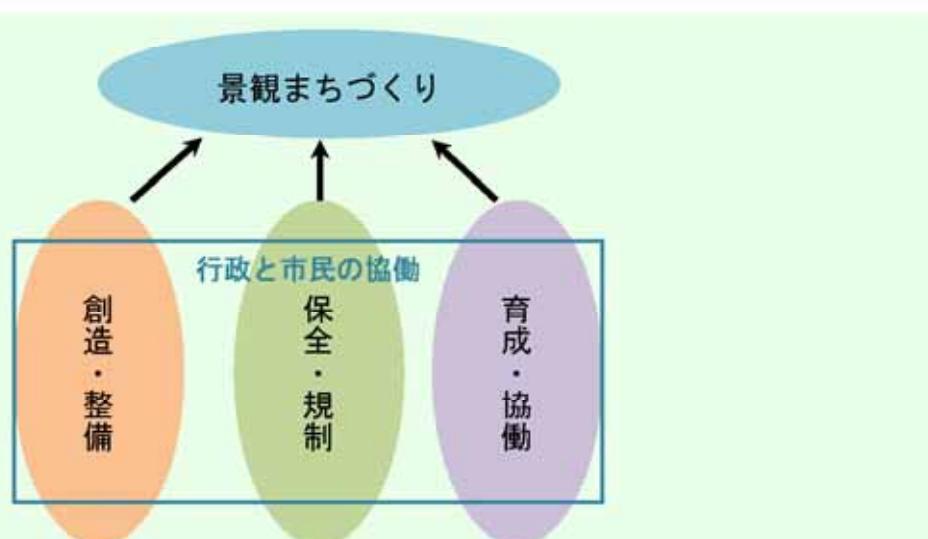
河川にホタルが舞い、多くの人が鑑賞できる景観

※印は、アクションプランより抽出

2. 景観まちづくりの推進施策

景観まちづくりを進めるにあたり、市民と協働しながら、「創造・整備」「保全・規制」「育成・協働」の3つの視点で総合的に景観まちづくりを推進します。また、地域との協働による景観まちづくりを推進するために、アクションプランから導き出された新たな取組に対する支援、地域の組織づくりへの支援、他分野との連携による支援、活動の機会づくりなどの方向性を踏まえた施策を展開していきます。

【景観まちづくりの推進施策の体系】



施策体系	方向性	施策
①創造・整備	1) 適切な景観のコントロールに関する方向	景観形成ガイドラインの策定 地域の景観特性に応じた色彩ガイドラインの策定 公共事業景観ガイドラインの策定
	2) 今後の景観整備に関する方向	景観重要公共施設の指定 電線類の地中化 歴史的まち並みの環境整備 景観散策ルートの整備
②保全・規制	1) 景観の適切な保全に関する方向	景観資源リストの整備と定期的な情報把握 屋外広告物の誘導 景観重要建造物・景観重要樹木の指定
	2) 景観の周辺環境の保全に関する方向	景観資源周辺環境調査の推進 生業景観資源、景観整備伝統技術の保全 空き家や耕作放棄地の活用
③育成・協働	1) 景観の活用に関する方向	地域景観資源の掘り起こし 提案型の景観まちづくり支援制度の創設 他分野と連携した地域主体の景観まちづくり支援 景観形成重点地区の指定拡大 地域の特性に応じた景観ルールづくりと地区計画の活用
	2) 景観の普及・啓発に関する方向	景観資源・景観まちづくりの情報発信 景観まちづくりの表彰制度、景観百選の選定 景観アドバイザーの派遣

3. 推進施策の内容

①創造・整備

1) 適切な景観のコントロールに関する方向

景観形成ガイドラインの策定

- ・ 良好的な景観を形成していくためには、法的規制方策とともに、景観の誘導方策が必要です。市民や事業者と協働して、景観形成基準に基づく景観形成ガイドラインやコンビナートや港の色彩ガイドラインなどを策定し、より良い景観を分かりやすく誘導していく方策を検討します。

地域の景観特性に応じた色彩ガイドラインの策定

- ・ 本市は、瀬戸内海の島々から、工業地、市街地、住宅地、中山間地と地域特有の景観特性があり、象徴する色彩も地域によって異なります。景観形成重点地区を中心に色彩調査を実施し、地域の特性・素材に即した色彩ガイドラインを作成します。



■天神山からの風景（現状）



■天神山からの風景（屋根の色彩を赤瓦の色に統一したシミュレーション）

公共事業景観ガイドラインの策定

- ・ 景観整備の中で、公共空間の景観が果たしている役割は大きいものがあります。道路、河川、都市公園、海岸、港湾等の公共施設については、公共施設に対する景観整備のガイドラインに基づき整備を進めます。
- ・ 公共施設を整備する際には、公共施設の管理者や地域住民等で構成される協議会を立ち上げるなど、景観について協議のできる仕組みについても検討します。
- ・ 公共事業景観ガイドライン等に基づく事業については、景観予測の視覚的な手法（イメージベース、フォトモンタージュ、CG、模型など）により、事業の構想段階から完了後まで景観評価できるシステムの仕組み、体制を構築します。



周南大橋

■公共事業における景観評価の流れ



<参考：国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針（案）>

2) 今後の景観整備に関する方向

景観重要公共施設の指定

- ・公共施設において、良好な景観を形成していく上で重要なものについては、「景観重要公共施設」に指定し、より良い景観を創出・保全していきます。

■景観重要公共施設の候補



道路＜御幸通り・岐山通り＞



港湾＜徳山港＞

電線類の地中化

- ・市街地の沿道においては、電柱・電線の地中化に取り組み、景観阻害要因の除去による良好な景観形成に努めます。



■糸町一ノ井手線（現状）



■糸町一ノ井手線（電線類を地中化したシミュレーション）

歴史的まち並みの環境整備

- ・山代街道や山陽道などの歴史的建造物が立地する地区周辺や街道などについては、街なみ環境整備事業や身近なまちづくり支援街路事業による歴史的環境整備を検討します。

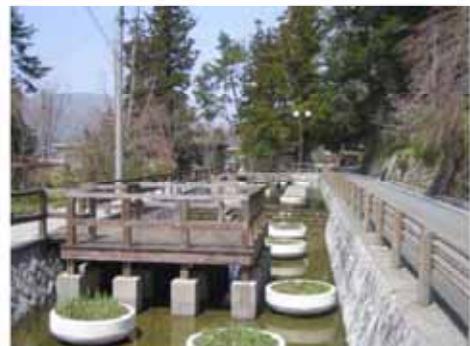
■歴史的まち並みの環境整備の事例 (奈良県橿原市今井町)



景観散策ルートの整備

- ・長穂や渋川のホタルが舞う景観を散策するルートや、地域の景観資源をネットワークするルートを設定し、散策路等の整備を進めます。
- ・整備にあたっては、自然と調和したデザインとし、周辺の景観や自然環境に配慮します。

■清流通りの自然に配慮した散策路



②保全・規制

1) 景観の適切な保全に関する方向

景観資源リストの整備と定期的な情報把握

- ・景観資源の変化や減失等の危険性が考えられ、景観形成の対象となる景観資源リストを更新可能な形での整備を図ります。また、状況等を常に把握しておく必要があり、定期的な状況把握ができるシステムの整備を検討します。

屋外広告物の誘導

- ・県条例に基づいた取組を継続しつつ、必要に応じて景観法に基づき、屋外広告物の表示及び掲出に関する事項を定めます。今後は市内の主要幹線道路などにおいて、市独自の制限地域もしくは禁止地域にすることを検討します。

<山口県屋外広告物条例の概要>

【屋外広告物とは】

當時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、営利的な商業広告だけでなく、非営利的なものも含まれます。具体的には次のようなものがあります。

(例) はり紙、はり札、看板、広告幕、懸垂幕、アドバルーン、電柱・街灯柱広告、電飾・電光広告、広告板、広告塔、アーチ広告等



▲徳修館など文化財建造物の周辺地域

【禁止地域】

- 風致地区、特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区、風致保安林
- 文化財の建造物等の敷地及びその周辺
- 道路・鉄道の区間及びその沿線
- 都市公園、駅前広場
- 湖沼
- 官公署、学校、図書館、博物館、美術館、公衆便所等の建造物及びその敷地
- 空港、港湾、渓谷

【許可地域】

- 道路・鉄道の区間及びその沿線（国道2号、県道下松新南陽線など）
許可路線の両側10m以内
禁止路線の両側100超～500m（高速施設は500超～1000m）
禁止路線の両側10m以内
- 駅前広場に接続する10m以内の地域



▲国道2号沿道の一部

景観重要建造物・景観重要樹木の指定

- ・地域のシンボルになる景観上重要な建造物、樹木を積極的に保全することを目的とし、景観法による指定基準及び本市の指定方針に基づき、景観重要建造物及び樹木の候補となる資源をリスト化しながら、必要に応じて指定の検討を行います。

■景観重要樹木の候補



市役所前のクスノキ



鹿野のしだれ桜（弾正糸桜）

2) 景観の周辺環境の保全に関する方向

景観資源周辺環境調査の推進

- ・本市の景観資源の周辺は豊かな自然、社会環境に囲まれ、一体となってその価値を高めていることから、周辺環境の保全は極めて重要な課題です。主要な景観資源の周辺環境については、特に詳細な調査を実施するものとします。

■人とツルが共存できる環境づくり (八代のツルを愛する会)



生業景観資源、景観整備伝統技術の保全

- ・中山間部等周辺地域に多くの生業景観資源があります。これらは担い手の不足等が最も問題となっています。それらを保全するために、地域と協働して、地域のコミュニティを維持する方策を総合的に検討します。
- ・歴史的景観資源においては、これらを保全、継承していくため、必要な人材の確保及び技術の継承と育成など保全するための方策を検討します。

■和田地区の伝統文化の継承 (三作神楽保存会)



空き家や耕作放棄地の活用

- ・U J I ターン対策、休耕田や空き家対策は、地域の景観を守っていくための共通の課題として、定住対策などにより、全市的な取組を検討します。

③育成・協働

1) 景観の活用に関する方向

地域景観資源の掘り起こし

- ・地域の景観資源は、地域で育てながら常に発掘されるものです。地域別ワークショップ等抽出された景観資源をベースに、今後も広報やホームページによる景観資源募集や地域住民の活動を通して、官民協働による調査体制を整えるものとします。

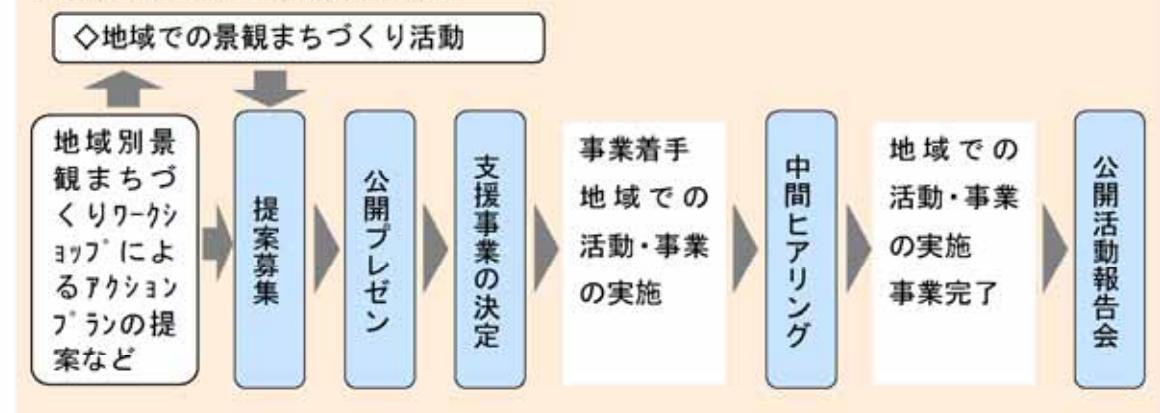
■地域別景観まちづくりワークショップによる景観資源抽出（大道理地区）



提案型の景観まちづくり支援制度の創設

- ・地域の景観まちづくりのそれぞれのテーマやアクションプランに即した提案募集などを行い、「新しい公共」の担い手である市民やN P O等による主体的な地域づくり活動に応じて支援していく制度の創設を検討します。

■景観まちづくり支援制度の流れ



他分野と連携した地域主体の景観まちづくり支援

- ・棚田の活用などの都市との交流活動や、貴船まつりなどの伝統文化の維持については、地域での活動を主体とし、地域振興施策や観光振興施策などの分野を超えた連携により、活動テーマに応じた総合的な支援を行います。

■中須北の棚田の活用と交流活動（棚田清流の会）



景観形成重点地区の指定拡大

- ・景観形成重点地区は、都心軸地区と鹿野地区の2地区を指定しています。
- ・2地区を景観形成のモデルとして、他地区にも景観形成重点地区を拡げていき、地域の実状に応じた景観形成を推進していきます。

■景観形成重点地区の展開



地域の特性に応じた景観ルールづくりと地区計画の活用

- ・景観まちづくりの熟度が高い地域においては、地域住民の主体的な景観まちづくりを重視しながら、景観協定・景観地区などの地域独自のルールづくりへと展開していきます。

＜景観協定＞

建築物・緑・工作物・看板・青空駐車場など景観に関するさまざまな事柄を協定により、一体的な景観形成を図ります。

- 土地所有者等の合意により自主的に協定
- 第三者に譲渡されても有効
- 建物や緑のほか、ソフトな部分まで含めて景観に関する様々な事柄を定めることが可能

＜景観地区＞

景観地区は、建築物の形態意匠の制限等を定める都市計画であり、都市計画区域及び準都市計画区域内では景観地区を設定することができます。

- 「市街地の良好な景観の形成」を図るため、都市計画として定める地区
- 都市計画法の地域地区であった美観地区を母体として、大幅に発展、拡充
- 既に一定の美観が存在する地区のみならず、今後良好な景観を形成していくとする地区について、幅広く活用可能
- 建築物及び工作物の形態意匠に対する市町村による認定制度が整備され、地域の景観の質を能動的に高めていくことが可能

＜本市の地区計画の活用例＞

■夢ヶ丘ニュータウン



■秋月団地



2) 景観の普及・啓発に関する方向

景観資源・景観まちづくりの情報発信

- 普及・啓発において重要なことは景観まちづくりの理念を地域住民のものとすることです。そのため、ホームページの充実、意見受付窓口の設置、景観まちづくり活動の紹介や景観まちづくり教育の推進等を検討します。

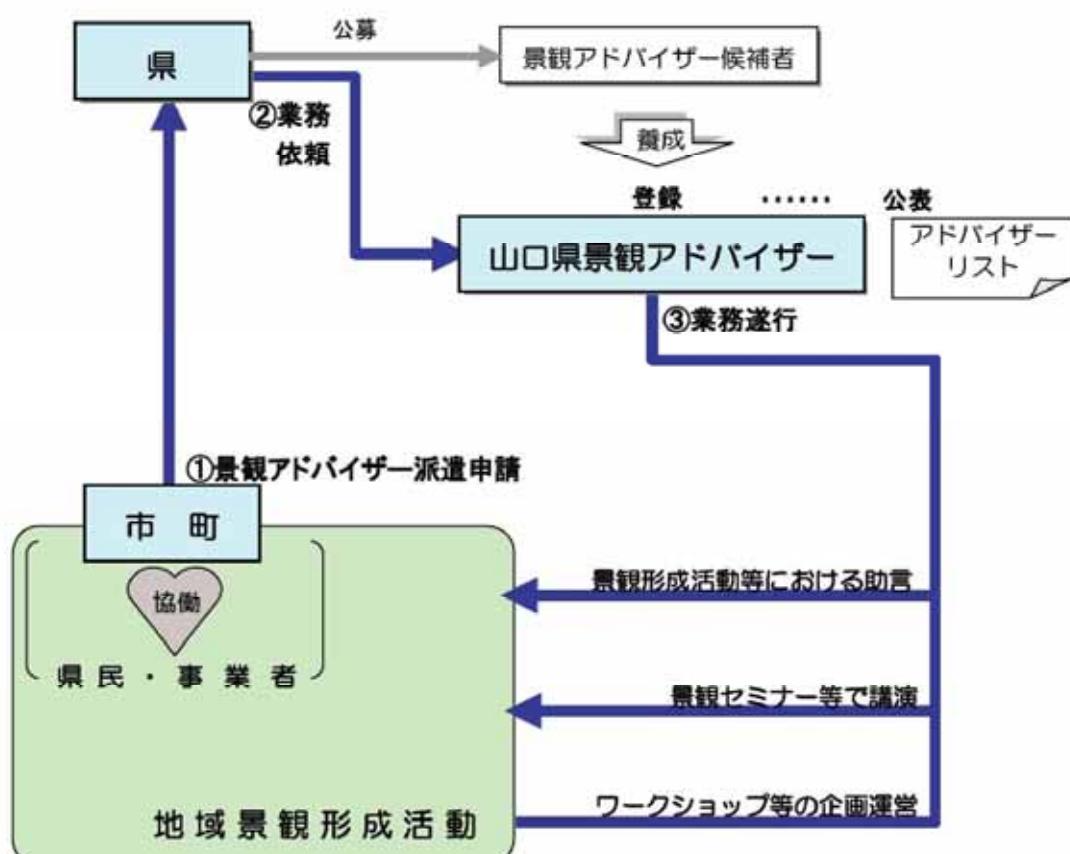
景観まちづくりの表彰制度、景観百選の選定

- 景観資源や景観まちづくりの良い事例は、景観百選や景観まちづくり活動表彰制度により評価し、市民の意識を醸成していくことが重要です。これらの事例の蓄積が、本市の景観モデルとなり、市民へ分かりやすく周知することができます。

景観アドバイザーの派遣

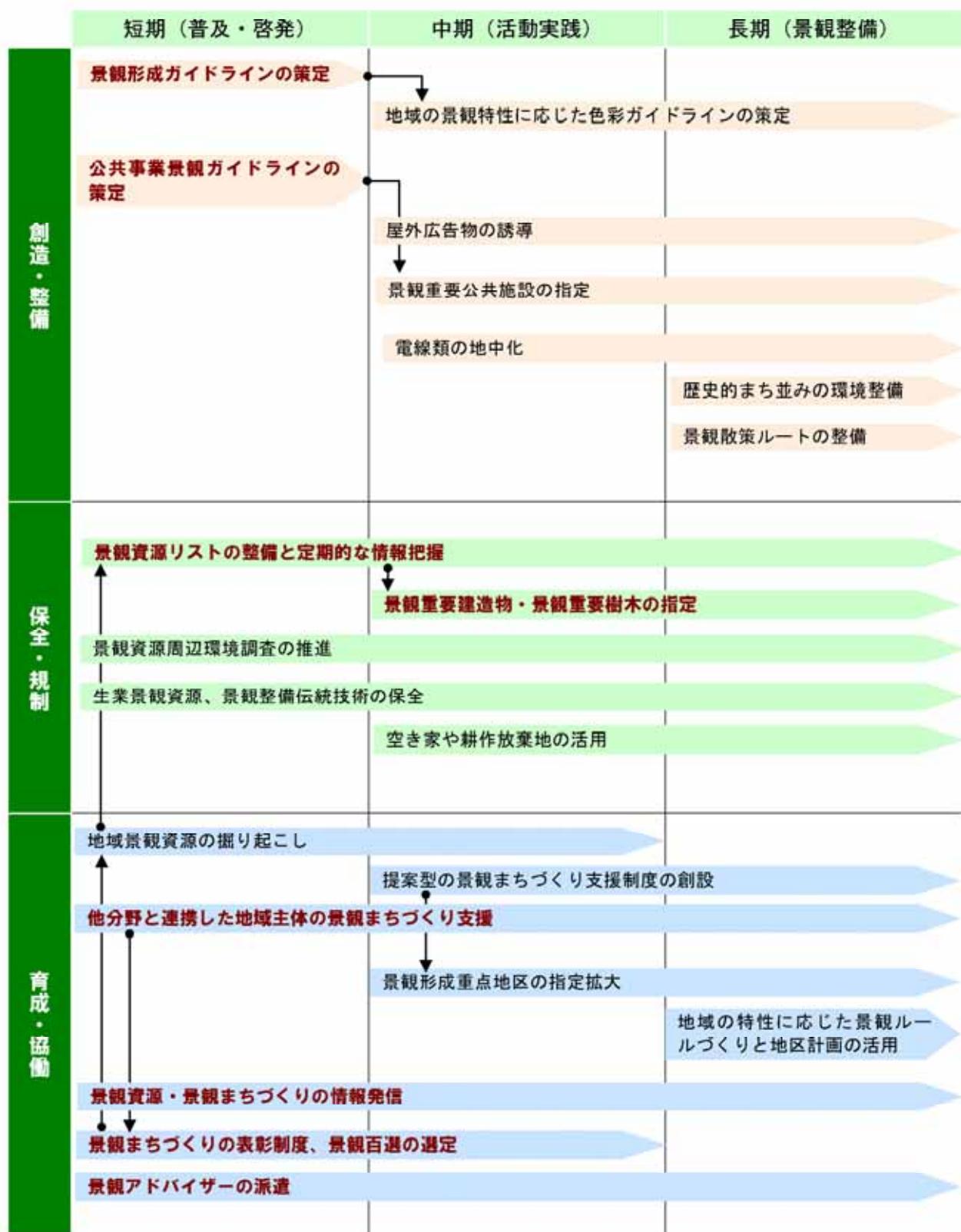
- 景観形成活動の支援を図るため山口県では景観アドバイザーを登録し、派遣しています。
- 地域での景観形成活動や景観セミナー等による普及・啓発にあたっては、景観アドバイザーとの連携により、地域の景観まちづくりを支援します。

■山口県景観アドバイザー派遣制度の概要



4. 推進スケジュール

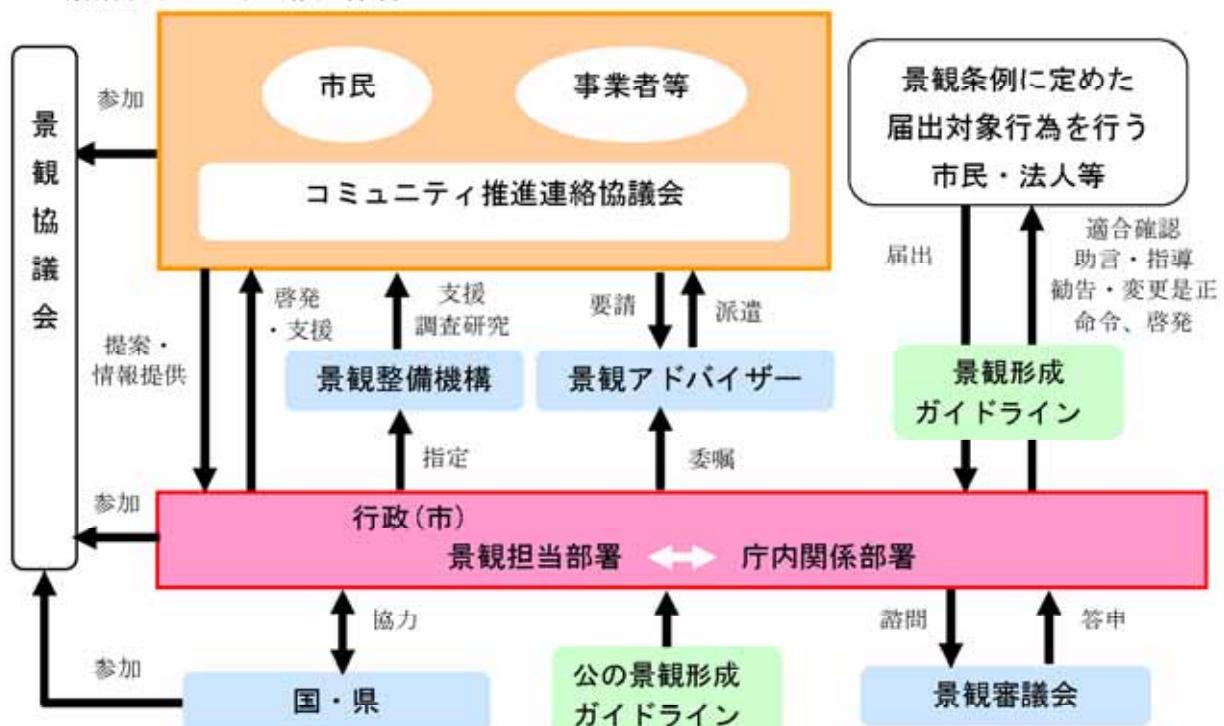
景観まちづくりを実現するための施策の推進にあたっては、市民への普及・啓発から景観意識を醸成し、景観まちづくり活動や景観整備の実現に取り組みます。



5. 推進体制

市民や事業者等と協働で進めていくための市の推進体制を整備するとともに、必要に応じて景観協議会や景観整備機構などの組織づくりを行いながら、景観まちづくりを推進します。

■景観まちづくりの推進体制



(1) 市民（コミュニティ推進連絡協議会）・事業者の役割

市民（コミュニティ推進連絡協議会）及び事業者は、景観まちづくり活動への参加や情報発信等を行いながら、日常の生活や事業活動において景観づくりへの配慮を行います。

【主な役割】

- 既存の景観まちづくり活動の参加・継続・展開
- 景観資源や活動などの情報発信
- 景観重要建造物、樹木等の指定を市に提案
- 景観づくりへの配慮（個々の生活、事業活動）

(2) 市の推進体制・役割

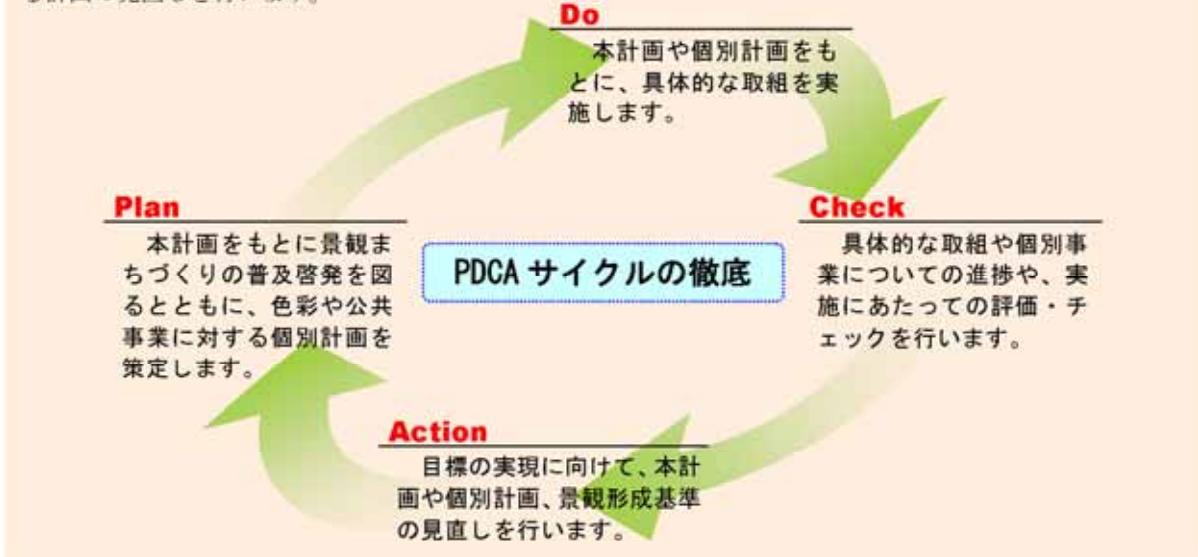
市は、横断的な調整会議の設置により多様な景観まちづくりを推進するとともに、専門家の活用や技術向上、届出制度に係る窓口業務等を行います。

【主な役割】

- 横断的な調整会議の設置
- 専門家の活用
- 市職員の意識啓発・技術向上
- 窓口業務の整理
- 景観計画の進行管理（P D C Aサイクル）

■景観計画の進行管理（P D C A サイクル）の考え方

具体的な取組に対する計画の進捗状況を分析するためP D C Aサイクルを徹底し、実施施策の課題などを的確に把握し、その要因を分析し、必要に応じて計画の見直しを行います。計画の見直しにあたっても、地域住民・企業などの参画のもとで評価・分析をし、景観審議会での検討による計画の見直しを行います。



（3）景観審議会

本計画の内容について適切な運用を図るため、市長の諮問に応じ、景観形成に関する重要事項を調査審議するために、周南市景観審議会を設置します。

【審議内容】①景観計画の変更

- ②景観重要建造物・樹木の指定及び指定解除に際しての意見聴取
- ③法第16条第3項の規定による勧告、法第17条第1項の規定による変更命令
- ④その他景観形成において重要な事項について（景観形成重点地区、景観形成ガイドライン、公共事業の景観形成ガイドライン）など

（4）景観整備機構（法第92条）

市は民法第34条の法人またはNPOのうち、次に掲げる事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により「景観整備機構」として指定することができます。

【事業内容】①景観の形成に関する情報提供、相談その他の援助

- ②良好な景観の形成に係る調査・研究
- ③良好な景観の形成のための協定に関する助言・指導
- ④その他、良好な景観形成を促進するために必要な業務

など

（5）景観協議会（法第15条）

景観計画区域において、景観に関するルールづくりなど良好な景観の形成に関する協議を行うために設けることができます。景観行政団体、公共施設管理者、景観整備機構、関係する他の公共団体、必要に応じて公益事業者（観光関連団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業者等）、市民等の関係者を加えて組織されます。様々な立場の関係者が良好な景観の形成に関する協議を行うことが大事です。

景観協議会で合意された事項については、協議会の構成員に法的な尊重義務が発生します。